

子どもが安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

- *いじめは人間として絶対に許されない行為であるという理念に基づき、全職員及び全生徒でいじめ問題に取り組んでいきます。
- *いじめはいつ、どの生徒にも、どこでも起こりうるものと考え、いじめを起こさない環境づくりに向けて、すべての生徒に居場所がある学級づくりや、わかりやすい授業に取り組んでいきます。
- *『いじめの防止等のための基本的な方針』に則り、子どもが安心して学べる学校づくりに取り組んでいきます。
- *生徒自らがいじめ問題を考える機会を大事にすると共に、ピア・サポート活動を積極的に取り入れ、より良い人間関係を築けるようにしていきます。

【未然防止】※小学校からの情報を生かす。

- *教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育、人間関係づくりプログラム活動（エンカウンター）・ピアサポート活動を充実し、自他の存在を認め、互いを尊重できる心を育みます。
- *いじめ根絶5箇条を石垣に掲載、教室にも掲示し、いじめ問題を主体的に考え、防止に取り組めるようにします。
- *道徳の授業、集会や帰りの会での説話など、日常的にいじめ問題に触れ、『いじめは絶対に許されない行為である』という意識を醸成します。生徒指導通信等を通じて家庭教育の中でもいじめを行わないという意識を養うよう協力を求めます。
- *年度当初、支援ファイルの内容をしっかりと読み込み適切な支援が行えるようにします。*
- 昨年度の取り組みの評価 —
- 道徳の授業などで、いじめについて考えることができた。
- △小学校からの支援ファイル等の活用が不十分だった。

【早期発見】※情報共有と報告・連絡・相談を大切にする。

- *小さな変化を見逃さないように、生徒に寄り添い、生徒の状況を複数で把握するとともに、相談できる雰囲気醸成します。小さな兆候であっても組織で対応し、いじめを積極的に認知していきます。
- *いじめに関して相談できるような相談体制を整えていきます。
- *毎月のアンケート調査や年2回の教育相談を実施し、生徒の状況を把握していきます。
- *一報やアンケート結果、生徒指導部会での情報を全体で共有できるようにします。
- 昨年度の取り組みの評価 —
- 生活アンケートの実施回数を学期1回から毎月に変更した。結果、いじめを早期に認知でき、早期の対応につながった。また、いじめの定義をアンケートに掲載することでいじめの抑止にもなった。
- △情報が一元管理されておらず、情報共有には課題が残った

【早期対応】※対応についての情報共有を全職員で行う。

- *いじめを認知したら迅速に組織で対応します。
- *いじめられた生徒を守り、安心して学校生活が送れるように配慮していきます。
- *いじめた生徒に対しては毅然とした姿勢で対応していきます。
- *被害者、加害者の保護者にも速やかに事実を伝えるとともに、適切な支援と指導を行います。
- *いじめを傍観している生徒に、自分に関係する問題として考えさせ、いじめを許さない雰囲気を学校全体に作り出していきます。
- 昨年度の取り組みの評価 —
- 加害者、被害者のどちらに対しても、迅速に情報収集を行い、適切な支援や指導を組織で行うことができた。
- △対応についての情報共有が十分ではなく、関係以外の職員が対応に戸惑う部分もあった。

【PTAや地域との連携】

- *この基本方針を保護者や地域に公表し、いじめ問題への対応についての理解を図ります。また、保護者には子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発します。
- *学校運営協議会や地区補導定例会で、学校における生徒の表れを伝え、地域での生徒の様子について情報を得ることで、地域と連携をはかっていきます。

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】

- *生徒会が制定した『いじめ根絶5箇条』を『石垣』へ掲載、各学級に掲示をして啓発をします。
- *生徒・教師の合言葉である『誰にとっても居心地の良い学校』を具現化するために各学級での道徳の授業や縦割り集団等で、居心地の良い学校にしていくためにできることを考え、実践していくような機会を設定していきます。

【いじめ対策委員会】

- 委員長：校長
- 副委員長：教頭
- 委員：生徒指導主事 教務主任 養護教諭 学年主任 特別支援教育コーディネーター 地域代表（CSD） スクールカウンセラー

【職員研修・指導体制】

- *いじめの防止に向けて、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な対応等の理解について研修を行い、いじめ問題について共通認識を図り、組織で対応する体制を整えていきます。

【取組等の点検】

- *文部科学省「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」、静岡県・市町教育委員会代表者会いじめ対応マニュアル「いじめに対する教職員意識調査」を活用し、組織での対応や個々の教職員の意識を高めていきます。（学期に1回）

【関係機関との連携】

- *いじめを認知した場合には、速やかに市教委に報告し、連携して対応していきます。
- *要因により、子ども若者支援課、児相、警察等の関係機関と速やかに連携して対応していきます。